

令和7年度 「栄町こどもまちづくり活動助成金」 募集要領

こどもの頃からまちづくりにかかわる活動を自ら経験することで、地域へ興味を持ち、この経験により、将来町に住み続ける方や、進学等で転出をしても町にUターンして住む方を増やすなど、若い方の定住者を増やし、少しでも町の活性化に繋げていきたいと考えています。

栄町こどもまちづくり活動助成制度は、栄町の未来を担う小学生から高校生の団体が、まちづくりに対する提案を考え、自ら活動を行う事業に対して助成（補助）するものです。

1. 応募団体の要件

- (1) 栄町に住んでいる（住所がある）、または町内の小中学校、特別支援学校に通学している小学生から18歳（高校生3年生の年齢）までで構成する3人以上の団体
- (2) 上記（1）のほか、会計監査人及び責任者として、18歳以上（成人）が2人必要です。
- (3) 次の団体は対象外となります。
 - ・（1）の構成員が、同一世帯（家族）のみの場合
 - ・政治、宗教及び営利を目的とする団体

2. 補助の対象となる事業

- (1) 原則として町内で行う事業で、町のPR、町民同士の交流が生まれるなど、栄町をさらに住みよくする事業で、テーマに制限はありません。
ただし、町外で実施する事業でも、同様の効果があると認められるものは対象となります。

《事業の例》

地域の人たちとこどもの交流会、高齢者の居場所づくり、子どもの居場所づくり、栄町の良いところや文化財などを紹介するパンフレットを作成してイベントで配布、栄町PRポスター作成、栄町かるた作成、環境美化活動 など

※参考に掲載しています。事業は、こどもたちで考えてこどもたちが実施できるものとしてください。

会計監査人や責任者は、こどもではむずかしい部分について、お手伝いをお願いします。

- (2) 申請後、交付が決定してから、令和8年2月28日までに終了する事業とします。
事業の計画を考え、間に合うように申請をお願いします。
- (3) 次の事業は対象外となります。
 - ・政治、宗教及び営利を目的とする事業
 - ・自治会の活動として行う事業
 - ・この規則以外の補助金の交付を受ける事業

3. 補助金の額等

- ・事業を行うために必要な費用（交付割合 10/10）で、限度額は100,000円です。
- ・同じ団体への補助は、年度内に1回限りです。
- ・補助金は、全額事前にお支払いすることができます。（事業終了後清算となります。）

【補助の対象となる経費】

区 分	対象経費
報 償 費	講師・専門家等への謝礼等
旅 費	交通費
需 用 費	消耗品費（単価が5,000円未満のもの）、印刷製本費、燃料費等
役 務 費	通信運搬費（切手代）、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等の賃借料等
備 品 購 入 費	単価が5,000円以上のもの

※打合せや事業の際の飲み物や食事代等は対象になりません。

※実績報告の際、金額や内容を確認するため、領収書等の証拠書類を保存してください。

※対象となる領収書等は、補助金の交付が決定してから、事業が終了するまでの期間中の日付のものに限ります。

4. 申し込み方法

栄町こどもまちづくり活動助成金交付申請書（（別記第1号様式））に必要事項を記入し、栄町企画財政課企画広報班の窓口を持参してください。

その際に、内容について確認をさせていただきますので、内容が分かるように記入をお願いします。

※申請書はお返ししません。

※申し込み期限はありませんが、事業が令和8年2月28日までに終了できるよう、早めに提出をお願いします。

5. 補助の決定について

内容については、次の項目を確認し、各項目がすべて「○」と判断できるものとします。

確認項目	ポイント
まちづくりへの貢献	まちづくりにおける課題や住みよい町の実現に繋がるものであるか。
公 益 性	事業の対象者が限定的ではないか。 社会的に必要な活動であるか。
計 画 性	事業計画、人材確保、スケジュール等の計画が実現的であるか。
事 業 予 算	収入、支出の見積りは適正に行われているか。
視 点	こどもの視点から出されたアイディアであるか。

6. その他

- 補助金を交付した事業について、広報・ホームページ等へ活動報告の掲載をお願いする予定です。活動状況の写真等についてもご協力ください。
- 補助金の交付にあたっては、この募集要領に記載された内容のほか、栄町こどもまちづくり活動助成金交付規則に定める事項を守っていただきます。

お問い合わせ先

栄町 企画財政課 企画広報班（役場3階）

電 話 0476 - 33 - 7773

開庁日 月曜日～金曜日

※祝日・年末年始 12/27～1/4 はお休みです。

開庁時間 8：30～17：15